

平成 31 年 3 月 25 日

「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」の開催について

1. 研究会の趣旨

コミュニケーション手段を平均利用時間で見ると、SNS やメールによる文字を用いたコミュニケーションツールの利用時間は、携帯通話や固定通話による音声を用いたコミュニケーションツールの利用時間より長いとされている。

特に 10 歳代及び 20 歳代は、SNS の利用時間が他の年代よりも極めて長く、若者は日常的なコミュニケーション手段として SNS を利用していると言われている。

また、若者は、トラブルに遭っても自発的な消費生活相談をしない傾向があり、若者の消費生活トラブル防止・救済に向けた取組の推進が急務となっている。

そこで、「若者が活用しやすい消費生活相談に関する研究会」(以下「研究会」という。)を開催し、若者が消費生活相談をしやすい環境が確保されるよう、若者の生活実態や特性を踏まえて、消費生活相談手段の多様化を図ることを検討する。

2. 研究会の委員

別紙のとおり

3. 研究項目

消費生活に関する相談手段の多様化について

4. スケジュール

平成 31 年 3 月 27 日に第 1 回を開催する。以後、4 回程度開催し、同年冬頃を目途に取りまとめる。

第 1 回研究会 [日時] 平成 31 年 3 月 27 日 (水) 14 : 00 ~ 16 : 00

[場所] 消費者庁消費者行政新未来創造オフィス 消費者庁会議室
(徳島県徳島市万代町 1 - 1 徳島県庁舎 10 階)

5. 備考

研究会は、自由闊達な意見交換を確保するため、会議は原則非公開とする。ただし、議事要旨及び研究会における配布資料は、原則として、各回の会議終了後、消費者庁ウェブサイトに掲載する。

【本件に関する問合せ先】

○消費者行政新未来創造オフィス 担当者：横山、佐藤
電 話：088-600-0002、088-600-0033 (直通)
F A X：088-622-6171

○消費者庁消費者政策課 担当者：片山、野山
電話番号：03-3507-9186 (直通)